

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

商工会カード特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が全国商工会連合会(以下「全国連」という)と提携して発行する商工会カード(以下「本カード」という)の会員(以下「本会員」という)については、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項(「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」含む)」に加え、本特約が適用されます。

第2条(個人情報の共同利用)

全国連は、各都道府県商工会連合会及び各商工会と、以下の個人情報を以下の利用目的で共同して利用します。なお、個人情報の管理については全国連が責任を負います。

[利用目的]

○商工会カードの振興及び本会員情報管理のため

[共同利用する個人情報の項目]

○本カード申込書に本会員が記載した本会員の氏名、所属する商工会名、申込年月

第3条(特約の変更)

本特約は当社及び全国連所定の手続きにより変更する場合がありますが、変更する以前に全国連のホームページに掲載いたします。

商工会カード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が全国商工会連合会(以下「全国連」という)と提携して発行するクレジットカードを商工会カード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

商工会会員、並びに全国連、都道府県商工会連合会及び商工会の役員、青年部員及び女性部員、並びに以上に準ずると全国連が認めた方(以下一括して「対象資格」という)が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(会員資格の喪失)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。
(1)⑩会員が、対象資格を取り消されたとき。

第4条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第5条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。